

愛知県立大学研究データ管理・公開ポリシー

令和7(2025)年12月1日策定

1 目的

愛知県立大学(以下「本学」という。)は、教育・研究活動において次の三つの理念を掲げている。

1. 「知識基盤社会」といわれる21世紀において、知の探求に果敢に挑戦する研究者と知の獲得に情熱を燃やす学生が、相互に啓発し学びあう「知の拠点」を目指す。
2. 「地方分権の時代」において、高まる高等教育の需要に応える公立の大学として、良質の研究とこれに裏付けられた良質の教育を進めるとともに、その成果をもって地域社会・国際社会に貢献する。
3. 自然と人間の共生、科学技術と人間の共生、人間社会における様々な人々や文化の共生を含む「成熟した共生社会」の実現を見据え、これに資する研究と教育、地域連携を進める。

以上の理念に基づき、本学は、研究活動を通じて得られた成果を蓄積し、それをもとに学術のさらなる発展と社会への貢献を進めるにあたり、研究データの管理、公開等に関する基本的な方針を示した研究データ管理・公開ポリシー(以下「本ポリシー」という。)を以下のとおり定める。

<解説>

研究活動におけるデータの重要性は年々高まっており、学術研究の深化とその成果の社会への展開を実現するためには、学術的価値の高い研究データを効果的に活用することが求められる。また、本学及び本学の研究者が、将来にわたって質の高い研究を継続的に遂行するためには、研究データの管理、公開等に関する基本的な方針を定め、それに則った適切な運用を行うことが必要である。

本学では、「愛知県公立大学法人研究倫理綱領」において、研究活動を「先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知りえた事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為」と定義している。

本ポリシーは、この定義に基づいて研究データの多様性を前提とし、画一的な取扱いを求めることなく、学術情報の共有、研究助成機関からの要請への対応、研究の再現性の確保といったオープンサイエンスの流れから求められる研究データ管理体制の基本的な考え方を策定するものである。

2 研究データの定義

本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究者が本学に関係する研究活動において収集または生成された情報を指し、デジタルか否かを問わない。

<解説>

「研究データ」とは、数値、画像、テキスト、試料・標本等の有体物などあらゆる形態のものを指し、デジタルデータだけでなく、史資料、実験ノート等の紙媒体のものも含む。

3 研究データの管理等

本学において研究者は、研究データの保存及び管理における責任を担う。保存及び管理の方法は、各種法令および本学の定める関連規程その他これに準ずるものとの範囲内において決定することができる。

<解説>

「愛知県公立大学法人研究倫理綱領」において、「研究者」とは、教員、研究員、学部・大学院の学生等、本学において研究活動に従事する者を指し、常勤・非常勤の別を問わない。これには、日本学術振興会特別研究員や、他の研究機関に所属せず本学の施設や設備を用いて研究を行う者も含まれる。

研究データを収集または生成した研究者は、その管理の方法を自ら決定することができる。研究データには、本学赴任前の研究活動で得られた物を含む。ただし、その決定は関係法令および本学の規程等を遵守した上で行わなければならず、著作権、個人情報等、第三者の権利・法的利害を侵害してはならない。

4 研究データの公開

研究者は、前項に掲げる範囲内において研究データを適切に管理し、可能な範囲で公開するよう努めるものとする。

<解説>

「研究データの公開」とは、他者が検索・利用できるように、収集・生成したデータを適切な形式で提供することを指す。

研究データの公開は、研究への信頼を高め、学術・社会の発展、生活や産業の向上に資する重要な取組である。論文のみならず、データそのものが共有されることで、研究の再現性や透明性が確保され、知識の循環が促進される。

5 環境の整備

本学は、研究データの管理及び公開を支援するための環境の整備に努めるものとする。

<解説>

本学が整備に努める環境として、リポジトリの提供、メタデータ作成支援、管理及び公開に関わる規程等の整備、管理及び公開に関する啓発などが考えられる。

6 その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。